

荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和6年12月



目 次

1	目的.....	1
2	業務の概要.....	1
3	プロポーザルへの参加資格.....	2
4	プロポーザルの日程.....	2
5	プロポーザルへの申込方法.....	3
6	質問回答.....	3
7	提案書等の提出方法.....	3
8	提案書等作成に係る留意点.....	4
9	提案に対する審査.....	5
10	審査結果の通知.....	5
11	契約の締結.....	6
12	その他.....	6
13	本プロポーザルの担当部署.....	6

1 目的

区内中小企業の多くが経営者の高齢化及び少子化等による後継者難に直面している現状があり、世代交代の促進並びに地域経済の持続的発展及び雇用の維持・拡大を図るためには、実効性の高い事業承継支援策を展開することが喫緊の課題である。また、役員の高齢化が進む区内商店会についても、同様の課題があり、商店会運営のノウハウ等の承継や若手リーダーの育成などが急務である。ついては、公募型提案評価方式（以下、「プロポーザル」という。）により、区と連携して効率的・効果的な事業承継支援事業を展開する委託業務を担える意欲と能力を備えた事業者を公募する。

以下、当該事業の受託者をプロポーザルにより決定するに当たり、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業業務委託

(2) 履行場所

荒川区指定場所

(3) 業務内容

詳細は別紙「荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業委託《仕様書》」を参照のこと。

(以下の項目以外の追加提案も可能)

- ア 事業広報PRチラシ、PR用品等の作成・配布
- イ 相談希望者に対する訪問相談の実施
- ウ 事業承継に関するセミナーの開催
- エ 後継者育成のためのゼミナールの実施
- オ 事業承継強化月間の実施による普及啓発
- カ 商店会向け啓発セミナー等の実施
- キ 地域連絡協議会の運営と進行管理
- ク 事業スキームの検証および次年度に向けた事業提案
- ケ 業務実施報告書等の作成
- コ その他受託業務に付随する業務

(4) 履行期間

令和7年4月1日～8年3月31日

(5) 提案限度額

- ア 13,596,000円(消費税相当額を含む)

提案限度額超過の場合は無効とする。

令和6年度荒川区議会2月会議において、令和7年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更になる場合がある。

イ 対象経費

区分	内容
1 人件費	受託業務に直接従事する従業員等の作業時間に対する経費(相談業務、受付、セミナーや地域連絡協議会等に従事する者のへの給与や報酬に相当する経費)
2 謝金	講師等の謝金
3 旅費	受託業務従事者が事業を行うために必要な交通費等
4 会議費	会場借料、お茶代等
5 広報費	PRチラシ、PR用品等作成に関する経費
6 物品購入費	受託業務を行うために直接必要な物品(一般管理費で購入するものを除く。)

7 印刷製本費	レジュメ、業務実施報告書等の印刷製本に関する経費
8 通信運搬費	受託業務に直接関係する郵送物等の送料等
9 一般管理費	1～8の計の10%以内 小数点以下切り捨て
10 消費税相当額	1～9の計の10% 小数点以下切り捨て

ウ 対象外経費の例

- ・不動産、車両、PC、備品類等汎用性のある物品の購入経費
- ・設備の改修経費
- ・社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他、受託業務との関連が認められない経費

3 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルには、提案書の提出期限現在において、以下の要件を全て満たす法人のみ参加できる。ただし、契約締結までにプロポーザル参加事業者が以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。また、契約締結後であっても同様とする。

- (1) 公的機関が実施する事業承継支援関連の訪問相談及びセミナー事業の受託実績があること。この場合、訪問相談業務、セミナー開催業務等をそれぞれ別々の団体等から受託している場合も可とする。
- (2) 事業承継士の資格を保有している者又は同等の知見を有している者（中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士等）を当該事業の責任者として配置できること。
- (3) 本委託業務の実施体制（人数、経験等）が十分に確保できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に基づき、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (5) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (6) 直近の事業年度分の法人税、消費税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生の手続きを行っていないこと。
- (8) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載の定義による。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

4 プロポーザルの日程（予定）

令和6年12月 6日（金）	区公式サイトでの募集要項の公表・公募開始
12月16日（月）	プロポーザル参加申込受付締切（午後3時まで）
”	質問受付開始（午後3時から）
12月18日（水）	質問受付締切（午後3時まで）
12月23日（月）	質問に対する回答
令和7年 1月17日（金）	提案書等提出締切（午後3時まで）
”～	評価委員へ提案書配布・審査
2月17日（月）	プレゼンテーション審査
3月中旬	審査結果の通知および公表

5 プロポーザルへの申込方法

(1) 提出書類

書類名	必要部数
プロポーザル参加申込書 (様式第1号)	1部
事業者概要 (様式第2号)	1部
実績調書 (様式第3号)	8部
会社概要 (会社パンフレット等、様式自由)	1部
の内容を確認できる書類 (契約書の写し等)	1部

審査の都合上、上記には事業者の商号等がわかる記載をしないこと。

ただし、1部のみ事業者の商号等を記載すること。

上記には、公的機関から受託した業務実績を記載すること。特に、事業承継支援関連の訪問相談やセミナーに関する実績(対応件数、開催件数)については、記載漏れないこと。

各書類は片面印刷で綴じずに持参又は郵送にて提出すること。

なお、電子メールでの提出は受け付けない。

持参・郵送ともに、提出期限必着とする。

(2) 提出先

荒川区産業経済部経営支援課経営支援係(次世代へのパトントッチ支援事業担当)

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

(3) 提出期限

令和6年12月16日(月)午後3時まで【必着】

(4) 参加の辞退

参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式第4号)を速やかに提出すること。

6 質問回答

(1) 質問は、電子メールでのみ受け付ける。

件名は「荒川区次世代へのパトントッチ支援事業業務委託プロポーザルに関する質問」とし、「質問書」(様式第9号)に質問内容を記入のうえ、電子メール添付にて送付すること。

(2) 質問受付の電子メールアドレス

keieishien@city.arakawa.lg.jp

(3) 質問受付期間

令和6年12月16日(月)午後3時から18日(水)午後3時まで【必着】

(4) 質問への回答日時

原則として、令和6年12月23日(月)午後5時までに、本プロポーザルへの参加申込書を提出した全事業者に対し、電子メールにて回答を送付する。

質問に関する電子メールを受信後、受信確認の電子メールを送信する。受付期限後にも当該の電子メールが届かない場合、本プロポーザル担当部署に電話で確認すること。

受付期間内に届かなかった電子メールには回答しない。

7 提案書等の提出方法

参加申込書を提出した事業者は、提案書等提出締切日までに以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

書類名	必要部数
提案書等の提出について (様式第5号)	1部
提案書 (様式第6号)	8部

実施体制表 (様式第7号)	8部
業務委託の経費見積書 (様式第8号)	8部
財務諸表(直近3か年・任意様式)	電子媒体
これまで受託した事業承継支援事業に関するPRチラシ・PR用品(任意)	8部

審査の都合上、上記 ~ には事業者の商号等がわかる記載をしないこと。

ただし、1部のみ事業者の商号等を記載すること。

各書類は、片面印刷で綴じずに持参又は郵送にて提出すること。

なお、電子メールでの提出は受け付けない。ただし、上記 については、DVDのほか、電子メールでの提出も可とする。

持参・郵送ともに、提出期限必着とする。

(2) 提出先

プロポーザル参加申込書の提出先と同様

(3) 提出期限

令和7年1月17日(金)午後3時まで【必着】

8 提案書等作成に係る留意点

(1) 提案書(様式第6号)

ア 仕様書をよく確認のうえ、作成すること。

イ 提案内容は、表や図等も活用しながら簡潔かつ明瞭に記載すること。

白黒、カラー印刷の別は問わない。

ウ 予め定められた用紙の大きさ(A4判)、枚数(各提案項目につき2枚まで)を超えないようにすること。規定の様式を超える部分については、評価の対象としないので注意すること。

エ 以下の項目について、区の課題や状況を踏まえて具体的に提案すること。

【提案項目】

提案書 : 事業広報PRチラシ、PR用品等の作成・配布

本事業全体のPR体制(広報戦略、広報媒体の活用、関係機関との連携、PRチラシ、PR用品等の作成数量、提案内容に関する創意工夫等)

提案書 : 訪問相談の実施

訪問相談の運営体制(訪問相談に従事する専門家の保有資格、支援の流れ、関係機関との連携、訪問相談後の支援、苦情やトラブルへの対応体制、提案内容に関する創意工夫等)

提案書 : セミナーの開催

セミナーの運営体制(企画・運営、登壇する講師、集客力向上に資する内容、集客における関係機関との連携体制、提案内容に関する創意工夫等)

提案書 : 後継者塾の実施

後継者塾の運営体制(企画・運営、登壇する講師、経営者候補としての資質向上に資する内容、集客における関係機関との連携体制、参加者のモチベーション維持、ネットワーク構築等への仕掛け、提案内容に関する創意工夫等)

提案書 : 事業承継強化月間の実施

事業承継強化月間の運営体制(企画・運営、セミナー及びフォーラムへ登壇する講師、実施会場、集客における関係機関との連携体制、提案内容に関する創意工夫等)

提案書 : 商店会向け啓発セミナー等の実施

商店会向け啓発セミナー等の運営体制(企画・運営、登壇する講師、商店会の組織力強化や運営ノウハウの円滑な承継等に資する内容、商店会の現役員と将来の後継候補者等の交流創出等への仕掛け、提案内容に関する創意工夫等)

提案書：地域連絡協議会の運営と進行管理

地域連絡協議会の運営体制（企画・運営、関係機関との連携体制、協議会以外での関係機関との情報共有や連絡体制、提案内容に関する創意工夫等）

(2) 実施体制表（様式第7号）

ア 本委託業務の実施に関わる担当者の人数を記載すること。

イ 責任者、担当者の資格及び経験年数のほか、過去に担当した受託事業、組織体制を記載すること。

(3) 業務委託の経費見積書（様式第8号）

業務項目（提案書～）毎に必要な経費を記載すること。

なお、各業務項目に係る総経費のうち「人件費」が占める割合も記載すること。

9 提案に対する審査

評価に当たっては「荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業業務委託候補者評価委員会」を設置し、書面審査・プレゼンテーション審査を実施のうえ、本評価委員会において総合評価を審議する。

(1) 日程

書面審査・プレゼンテーション審査 令和7年2月17日（月）午後帯

具体的な日時等については、別途通知する。

一定数以上の応募があった場合、書面審査によりプレゼンテーション審査に参加できる事業者を選定する場合がある。

(2) 書面審査の実施方法

書面審査については予め配点を設定した審査表に基づいて評価を行う。

(3) プレゼンテーション審査の実施方法

プレゼンテーション及び質疑応答により提案内容の評価を行う。

参加事業者は、区の指定する日時・会場で提案書等に関するプレゼンテーション（15分間程度、質疑応答は10分間程度を予定）を行い、評価委員からの質問に回答すること。

なお、プレゼンテーションは、本業務の責任者となる予定の者が実施することとし、評価委員からの質問に対して、後日の回答は認めない。

プレゼンテーションに際して、提案書を補足するプレゼンテーションソフトの利用も可とするが、区ではスクリーン、プロジェクタ、ケーブル（通常サイズのHDMI）のみを用意するので、その他PC等必要な機器は参加事業者が用意すること。

審査日の状況に応じて、リモート方式で実施する場合がある。

(4) 審査項目と評価基準

ア 提案内容

受託業務の目的や仕様案の内容を理解し、合理的で創意工夫に富んだ提案であるか。

イ 業務実績

受託業務の円滑な遂行に資する豊富な実績、経験があるか。

ウ 実施体制

人員体制など受託業務の円滑な遂行を可能にする必要十分な体制が整えられているか。

エ 経費

提案限度額を超えた場合は評価の対象としない。

(5) その他

参加資格を満たしていないことが判明した場合、提案書等の評価は一切行わない。

10 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全事業者に対して、令和7年3月中旬以降、書面により通知する。

11 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も高い評価を得た事業者を第一位契約締結交渉候補者として、区は契約締結交渉を行う。
- (2) 区と第一位契約締結交渉候補者との契約締結交渉が不調となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

12 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類の作成費用等プロポーザル参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類における虚偽の記載や不正な利益を得るための共謀などプロポーザルの公正な執行を妨げる事実が判明した場合は失格とする。
- (4) 提出書類の著作権は各参加事業者に帰属する。
- (5) 提出書類について、必要に応じて公表する場合がある。
- (6) 知的財産権等その他権利侵害などに関する問題が発生した場合、一切の責任は参加事業者が負うものとする。
- (7) 参加事業者は、本プロポーザルに関連して入手した区の情報等をプロポーザル以外の目的に使用しないこと。また、第三者へ漏らさないこと。
- (8) 提案内容そのままの実施ではなく、区と契約締結交渉候補者の協議のうえ、正式な仕様は契約締結前に別途調整することがある。
- (9) 受託した業務を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、軽微な内容であり、かつ効率的に業務を遂行するうえで必要と思われるものについては、事前に区と協議のうえ、業務の一部を再委託することができる。

13 本プロポーザルの担当部署

荒川区産業経済部経営支援課経営支援係

(荒川区次世代へのバトンタッチ支援事業担当)

〒116 - 8501 荒川区荒川2 - 2 - 3

電話：03 - 3802 - 4808 (直通)

電子メール：keieishien@city.arakawa.lg.jp